

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例を廃止する条例を
ここに公布する。

令和8年 **7** 月 **1** 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市条例第42号

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例を廃止する条例

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例（令和元年さいたま市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。